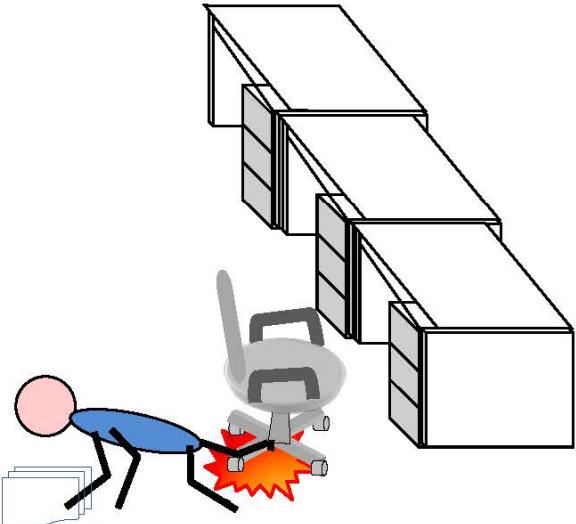
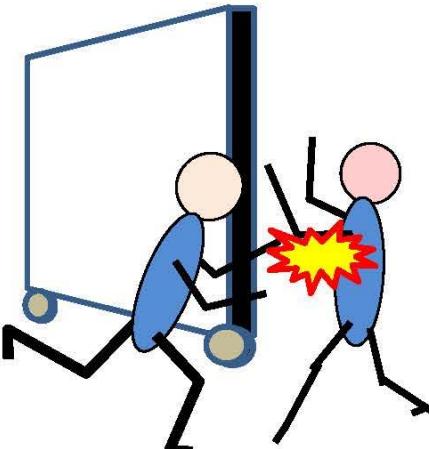


## 平成27年度国家公務員災害事例(詳細)

1	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
	転倒	1月・16時	女・40代	右第5中足骨骨折	5日
災害発生状況	被災者が、書類を手に持ってコピー機に向かっていたところ、途中で事務椅子の脚に躊躇いて転倒した。				
発生推定因	(管理) 事務椅子が適切に納められていなかったこと。 (行為) 被災者が書類に気を取られたこと。				
再対策防止	(管理) 事務椅子を適切に納めておくよう、所属部長から所属職員に周知を図った。				
類似災害防止のために留意すべき事項	<p>【一般的な転倒災害防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消</li> <li>② 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去</li> <li>③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置</li> <li>④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進</li> <li>⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進</li> <li>⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進</li> <li>⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施</li> <li>⑧ 転倒予防体操の励行</li> </ol> <p>出典：厚生労働省「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」</p>				

## 平成27年度国家公務員災害事例(詳細)

2	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数			
	その他※	9月・11時台	男・40歳代	左肋骨不全骨折	2日			
<b>災害発生状況</b>	<p>被災者が廊下から執務室に戻る際に、被災者から見て左側から歩いてきた他の職員と出会い頭に激突し、被災者の左胸と相手方職員の肩が接触した。</p> <p>両者の進行方向にはホワイトボードがあり、視界は不良であった。</p> <p>被災時点では左胸に痛みがある程度だったが、徐々に痛みが強くなり、くしゃみをすると激しく痛むようになったため、被災から11日後に病院で受診したところ、左肋骨不全骨折と診断された。</p> <p>※労働省編『労働災害分類の手引』に基づき、人ととの接触は「その他」に分類した。</p>							
<b>発(生推要定因)</b>	(管理) 被災者と他の職員の進行方向の廊下にホワイトボードがあり、視界が不良であった。							
<b>再対発策防止</b>	<p>(管理) ホワイトボードを移動し、見通しを良くした。</p> <p>(管理) 通路上に障害物を置かない。</p>							
<b>類似災害防止のために留意すべき事項</b>	<p>【労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)】          (屋内に設ける通路)          第542条          事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。          一 用途に応じた幅を有すること。          二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。          三 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。</p> <p>【4S】(整理、整頓、清掃、清潔)          4S(よんえす)は、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)を行う事をいいます。しつけ(Shitsuke)を加えて5Sも普及しています。          (厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より)  <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo61_1.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo61_1.html</a></p>							

## 平成27年度国家公務員災害事例(詳細)

3	事故の型 動作の反動・無理な動作	発生月・時刻 12月・10時台	性別・年齢層 30代・女	傷病名 右第5中足骨骨折、右足関節捻挫	休業日数 16日
災害発生状況	勤務先の業務室内にて、業務で使用する資料をコピーし終えて白席に戻ろうとしたところ、振り向きざまに左側からきた同僚に気づかずにはじめに接触、自身が踏み出した左足に同僚が躊躇倒れかけたため、咄嗟に同僚を支えようとしたところ、自身もバランスを崩して右足を捻るように倒れ込み、右足を負傷した。				
(発生要因)	(行為)周りに注意せずに振り返った。前方をよく見ずに通行した。				
再発防止対策	(管理)・所属長を筆頭に全所的に取組むこととし、新年の所属長挨拶や各課部門の朝礼時、全職員に対して事案を説明し当事者意識を高めて再発防止を徹底した。 ・バックヤードの動線を右側通行とし、職員の背後を通過するときは後ろを通る旨の声掛けを徹底した。 (設備)・「左右確認」「急がず・あわてず」の表示を行った。 ・バックヤードの整理整頓を行うことにより十分な動線確保を行い、スムーズなすれ違い、移動ができるように改善した。				
類似災害防止のために留意すべき事項	労働災害発生のしくみ <p>安全衛生管理上の欠陥</p> <p>物的要因 不安全・不衛生な状態 ・バックヤードの整理整頓ができていなかった。</p> <p>人的要因 不安全・不衛生な行動 ・周囲をよく見ずに振り返った。 ・前方をよく見ずに通行した。</p> <p>不安全・不衛生な状態・行動をなくすことが重要！</p> <p>人(第三者を含む) 物(環境を含む)</p> <p>接觸</p> <p>災害の発生</p>				